販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成26年度補正予算事業 追加公募

小規模事業者持続化補助金

➢ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し**50万**円を上限に補助金(補助率: 2/3)が出ます

- •雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者については100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、 上限は100万円~500万円です。*連携小規模事業者数によります。
- 計画の策定や拡販の実施の際、必要に応じて 専門家の指導・助言を受けることができます。

《対象となる取り組みの例》

- ①広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

お問合わせ先

亀山商工会議所(申請書への添付書類:事業支援計画書の発行依頼先)

電話:0595-82-1331、FAX: 0595-82-8987

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6434-7421[9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除()]

URL: http://www.jizokukahojokin.info

【概要】 ※公募要領、申請書式が一部変更となっておりますので、詳細は特設ウェブサイトに 掲載する公募要領等をご確認のうえ、最新の様式をご使用ください。

◆補助対象者

小規模事業者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

*但し、今年の公募(第1次受付分、第2次受付分)で採択・交付決定を受けた方は補助対象外です。

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

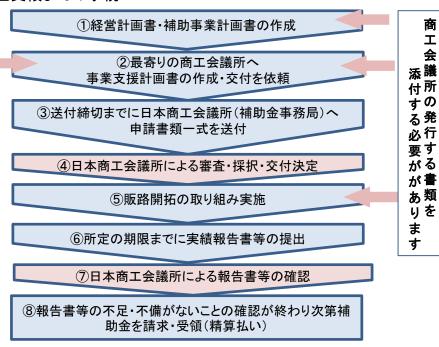
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、 専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買い物弱者対策事業の場合に限ります)、 委託費、外注費

◆補助率•補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、 あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者は上限100万円)
 - *複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円~500万円です。

◆申請から補助金受領までの手続

い締支最 た切援寄 し日計り まの画の すー書商 週のエ 間作会 程成議 前・所 ま交に で付対 に依す お頼る 願は事



※「買い物弱者 対策の取組を 申請しようとす る場合は、取組 を行う地域の市 区役所•町村役 場が発行する 「推薦書」が必 要となります。

商

エ

숲

◆手続きの期限等

	追加公募
1. 申請受付開始	7月3日(金)
2. 日本商工会議所(補助金事務局) への申請書類一式の送付締切(上記③)	7月31日(金) 【当日消印有効】
3. 採択結果公表	9月上旬(予定)
4. 実施期限	交付決定通知書受領後から 11月30日(月)まで